

「すこくまポイントカード」の交付申請窓口が変わります

熊野町では、ボランティア活動や健康づくり・介護予防に取り組む活動に基づきポイントを付与し、集めたポイント数に応じて奨励金などを支給する「熊野町介護予防・ボランティアポイント事業」を実施しています。

この度、東公民館の閉館および熊野東防災交流センターの供用開始に伴い、ポイント付与に必要な「すこくまポイントカード」の交付申請窓口が変わります。つきましては、交付を希望する人は、下記の交付申請窓口で申請をしてください。対象事業などの詳細については、町ホームページ（下記QRコード読み取り）をご確認いただくか、高齢者支援課にお問い合わせください。

○すこくまポイントカード交付申請窓口○

熊野町高齢者支援課
町民会館
くまの・みらい交流館
熊野東防災交流センター（6/7～）



※広報やチラシなどにこのマークがあるイベントなどは、「すこくまポイントカード」の対象事業です。

☑熊野町に住所を有し、1月1日時点で40歳以上の人
▷実施期間・1月1日から12月31日まで（毎年1年間）

☑高齢者支援課高齢者福祉グループ
☎820-5605



HPIはこちらのQRコードからダリント



介護保険制度ってどうなってるの？
～地域包括ケアシステム推進に向けて～（7）



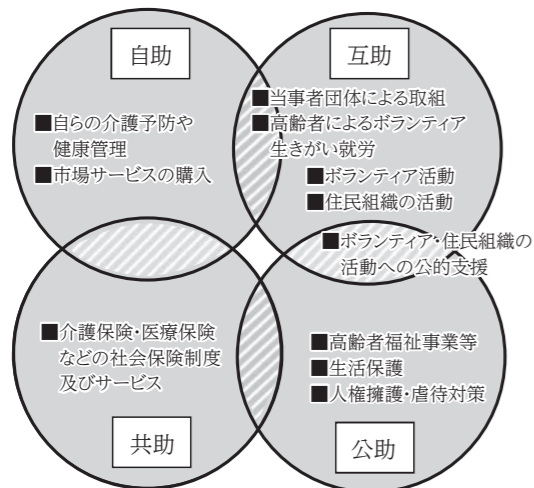
地域包括ケアシステムの実現に向けて

○地域包括ケアシステムとは？

要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域内で助け合う体制のことで、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、それぞれの地域の実情に合った医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制の構築を推進しています。介護保険制度の枠内でだけ完結するものではなく、介護保険制度と医療保険制度の両分野から、高齢者を地域で支えていくものとなります。

○自助・互助・共助・公助

地域包括ケアシステムにおいては、「自助」「互助」「共助」「公助」の力を連携させて、さまざまな課題を解決していくことが求められます。



〈地域包括ケアシステムのイメージ〉



（高齢者支援課）

ゼロの日運動

0のつく（10・20・30）日はテレビゲーム・スマホを控え、くまどくおよび家族のだんらんを通して絆を深めましょう。

被爆二世の人の健康管理に役立てていただくため、健康診断を実施します

☑両親のいずれかが原子爆弾被爆者であり、次のいずれかに該当する広島県内に居住する人。
（広島被爆は、昭和21年6月1日以降に生まれた人。）
（長崎被爆は、昭和21年6月4日以降に生まれた人。）

▷実施期間・6月10日（木）～令和4年2月28日（月）
（精密検査については令和4年3月10日（木）まで）

※無料

※検査費用は無料ですが、被爆二世健康診断の範囲に含まれない検査は自己負担となります。

☑「令和3年度被爆二世健診のお知らせ」に掲載の実施医療機関一覧のうち希望する医療機関で受診できます。

※新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、受診予約が取りにくい場合や医療機関などが受け入れを休止する場合があります。



☑役場などに設置の「令和3年度被爆二世健診のお知らせ」に添付の専用はがきまたは、広島県のホームページから電子申請によって申し込みください。

申込期間は、6月1日（火）～令和4年1月31日（月）です。（※消印有効）

☑社会福祉課 ☎820-5635

広島県被爆者支援課 ☎513-3116

手話通訳者・要約筆記者を派遣します

広島県内の病院、学校、会社などで手話での意思疎通が必要な人に熊野町手話通訳者および要約筆記者を派遣します。

▷派遣地域・広島県内

▷依頼内容・病院（診察、健康診断）、学校・保育園（卒入学式、参観、懇談）、会社（面接）、免許センター（運転免許の更新）など
※その他相談に応じます。

※無料

☑①～⑥の内容を各申請窓口にFAXまたはメールでお送りください。

※初めての人は利用要件の確認手続きが必要です。

①申込者名、住所、連絡先 ②派遣希望日時
③派遣場所 ④内容 ⑤待ち合わせ場所
⑥必要な通訳（手話または要約筆記）

【手話通訳の窓口】

広島県手話通訳派遣委員会
（社団法人広島県ろうあ連盟）
☎252-0303 ☎252-0309
mail・hrrn@do3.enjoy.ne.jp

【要約筆記の窓口】

社会福祉課 地域・障害者福祉グループ
☎820-5635 ☎854-8009
mail・shafuku@town.kumano.lg.jp



（社会福祉課）

国民年金保険料のご案内

○国民年金保険料の免除制度

経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合には、本人から申請書を提出いただき、申請が承認されると保険料の納付が免除されます。

全額免除制度・申請により保険料全額が免除
一部免除制度・申請により保険料の一部が免除

【令和3年度の場合】※免除後の納付額は次のとおり

免除割合	4分の3	2分の1	4分の1
納付額	4,150円	8,310円	12,460円

☑税務住民課保険年金グループ

☎820-5604 ☎855-0155
広島南年金事務所
☎253-7710 ☎505-5122

○新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な人へ

臨時特例免除申請の受付手続きを行う事で、国民年金保険料の納付が免除される場合があります。

☑令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、当年中の所得見込みが現行の国民年金保険料の免除などに該当する水準になることが見込まれる人。

☑申請方法などについては、税務住民課または広島南年金事務所にお問い合わせください。

☑税務住民課保険年金グループ
☎820-5604 ☎855-0155
広島南年金事務所
☎253-7710 ☎505-5122